

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県佐倉市中志津三丁目 37 番 7 号

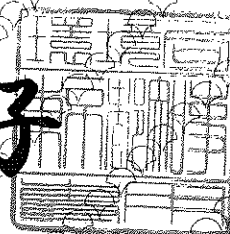
氏名 株式会社ノース
代表取締役 北 一平

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条の 4 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 7 年 3 月 30 日

許可の有効年月日 令和 14 年 3 月 29 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
② 廃酸（pH 2.0 以下のもの）
③ 廃アルカリ（pH 12.5 以上のもの）
④ 特定有害産業廃棄物
ア 廃石綿等
イ 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）



2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 26 年 8 月 22 日 新規許可
令和 7 年 3 月 30 日 更新許可 第 2 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

許可番号

第13-50-010579号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機磷化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・トリクロロエチレン	シス-一・二ジクロロエチレン	一・一・トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	一・一・三トリクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻																											
汚泥																											
廃油																											
廃酸																											
廃アルカリ																											
銹さい																											
ばいじん																											
指定下水汚泥																											

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「△」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)